

# 国立駅南口駅前広場基本設計業務委託プロポーザルにおける質問および回答

令和5年9月25日

| 質問No. | 該当箇所                 | 質問内容                                                                                                                                                                                                                            | 回答内容                                                                                                                      |
|-------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | 実施要領<br>5.(6)        | 当社が当社が元請けで受注した業務の正式名称内に「駅前広場」と明示されてはいませんが、実際の業務内容として、「国内有数のフェリーターミナル前の一般車乗降場、タクシー乗降場、タクシープール、バス乗降場、障害者用停車施設等を有するロータリー部の設計やそれらと一体的に整備される市民の活動の場となる多目的な広場空間の設計やデザイン監修」が含まれています。これは、「(6) 駅前広場の設計実績を有すること。」の資格条件を満たしていると考えてよいでしょうか。 | 駅前広場と同等とみなし、資格条件を満たしていると判断します。                                                                                            |
| 2     | 実施要領<br>7.(2)オ       | 技術提案書作成にあたり、現段階で想定される工事費の目安をお示しいただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                     | 令和5年3月時点の工事の参考概算額10億4400万円（消費税及び地方消費税を含む：実施計画計上額）としていますが、昨今の物価上昇と基本設計をもとに、今後再積算する予定です。<br>なお、工事の予算額の決定には国立市議会の議決が必要となります。 |
| 3     | 実施要領<br>7.(4)        | 下記注意書きはどの書類に関することでしょうか。副本10部（イ～オ）のみという理解でよろしいでしょうか。<br>「※事業者名を特定できるような内容（事業者名、ロゴなど）を記載しないこと。」                                                                                                                                   | ご質問のとおりで、副本10部（イ～オ）については、事業者名を特定できるような内容（事業者名、ロゴなど）を記載しないようお願いします。                                                        |
| 4     | 実施要領<br>9.(2)        | 審議会議：資料について事前に提出した技術提案書と同内容ということですが、提案書を分割しパワーポイント等で説明することは可能でしょうか。                                                                                                                                                             | 提案内容と同一であれば、提案書を分割してパワーポイントで説明しても問題ございません。                                                                                |
| 5     | 別紙1<br>実績等調書<br>作成要領 | 業務実績等調書はA4（縦）であれば枚数は自由か。                                                                                                                                                                                                        | 枚数に制限はありません。<br>業務実績等調書では①～⑤の実績を優先して記入する旨記載しております。特に、警察や建築審査会などに対して、どのように説得するために工夫したか記載願います。                              |
| 6     | 別紙1<br>実績等調書<br>作成要領 | 記載する①～⑤の実績について、十分な実施能力があることを示すため、部分的に下請けの業務も記入したいと考えておりますが問題ないでしょうか。                                                                                                                                                            | 問題ありません。                                                                                                                  |
| 7     | 別紙1<br>実績等調書<br>作成要領 | グループの構成員（主に建築を担当）で、駅前広場等の設計実績がない者は、駅前ではない広場や公園、広場的な外部空間を含む設計実績を記入することは可能でしょうか。                                                                                                                                                  | 可能です。                                                                                                                     |

|    |                           |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                         |
|----|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | 別紙1<br>実績等調書<br>作成要領      | 写真や図版などを適宜用いてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                          | 問題ありません。                                                                                                                                |
| 9  | 別紙1<br>実績等調書<br>作成要領<br>③ | 調書作成要領の③に駅前広場等とありますが、広場（公園）や緑道設計で市民と議論して進めていく作業項目が含まれている業務は、今回と同じの進め方になりますので、広場（公園）、緑道での実績も当該実績としてカウントしてよろしいでしょうか。                                                | 問題ありません。                                                                                                                                |
| 10 | 別紙1<br>実績等調書<br>作成要領<br>③ | 7.技術提案書等の提出（2）提出書類ウの業務実績等調書へ記載する業務実績のうち優先すべき実績③については、駅前広場等として、広場・公園・道路などの公共空間も対象として含まれると考えてよろしいでしょうか。                                                             | 問題ありません。                                                                                                                                |
| 11 | 別紙3<br>特記仕様書<br>6.(3)エ    | 配置予定技術者におけるエの技術者については、専門とする技術領域を踏まえて、「①樹木の植え替え又は保全等に関する実績があるもの」「②駅前広場等の計画・設計において市民と議論しながら合意形成を図った実績があるもの」を、それぞれ1名ずつ配置することで、業務上の支障が無いと考えますが、そのような認識で問題ございませんでしょうか。 | 問題ありません。なお、両者とも応募事業者に所属している必要があります。                                                                                                     |
| 12 | 別紙3<br>特記仕様書<br>6.(3)エ    | 配置予定技術者におけるエの技術者の業務実績について、本業務の特性や求められる実績から推察し、類似業務としては広場のほか公園や道路など公共空間も対象に含まれると解釈して問題ございませんでしょうか。                                                                 | 問題ありません。                                                                                                                                |
| 13 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(1)     | 電気、上下水道、都市ガス、NTT等インフラ以外の地下構造物や躯体はありますでしょうか。また、それらの図面は発注者より提供されるものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                   | 旧国立駅舎東西広場は過去に国立駅として使われていた場所ですので、浄化槽や構造物基礎など不明の地下構造物が存在する可能性はありますが、存在しないものとして検討願います。計画において大規模な床掘が必要になるなどして、試掘が避けられない場合は、協議の上設計変更の対象とします。 |
| 14 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(1)エ    | 公衆トイレの規模指定、設置数の指定はあるか。                                                                                                                                            | 公衆トイレにつきましては、女性用トイレ、男性用トイレ、多機能トイレ（男女共用）、車いす利用者優先トイレ（男女共用）を想定しております。具体的な規模及び設置数につきましては、ご提案いただく内容等を踏まえ、検討を進めてまいります。                       |

|    |                        |                                                          |                                                                                                                                                                                                           |
|----|------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(1)エ | 備品置場はどのような規模を想定されていますでしょうか。                              | 備品置場の規模については、イベントに利用する出店用テント、長机、折りたたみイス、A型看板、カラーコーン・おもり、演台、マイク、アンプ、スピーカなどが収納できる規模を想定しています。具体的な面積や仕様につきましては、ご提案いただく内容等を踏まえ、検討を進めてまいります。                                                                    |
| 16 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(1)エ | 東西広場・旧国立駅舎用地に新設が予定されている公衆トイレ、備品置場は、現時点で規模等の想定はございますか。    | 上記No.14及びNo.15の回答のとおりです。                                                                                                                                                                                  |
| 17 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(1)エ | 東西広場・旧国立駅舎用地のシェルターの機能については提案してよいのか。                      | 提案可能です。なお、木造の旧国立駅舎を防火地域内に文化財として建築しているため、旧国立駅舎用地内にシェルター等を整備する場合、多摩建築指導事務所との協議や建築審査会の同意が必要となることが見込まれます。                                                                                                     |
| 18 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(1)エ | 旧駅舎に物理的に接続するような提案は可能か。                                   | 旧国立駅舎（建物）に物理的に接続することは現時点では想定しておりません。<br>併せて上記No.17の回答をご参照ください。                                                                                                                                            |
| 19 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(1)エ | 旧駅舎の機能の追加、変更は可能か。                                        | 旧国立駅舎（建物）への機能の追加変更は現時点では、想定しておりません。                                                                                                                                                                       |
| 20 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(1)エ | 円形公園内で現状のままとなるものの大きさ（幅、奥行き、高さ）とその位置についての明確に分かる図面はいただけるか。 | 平成25年度に実施した平面測量データなど、特記仕様書11に記載の貸与品を応募者参考資料（データCD）として貸与します。不足する場合は本設計業務の中で適宜測量願います。なお、円形公園は道路法の道路区域に含まれていますので、道路法の規制がかかります。<br>※データCD貸与を希望される場合は、参加申込時から技術提案書提出時までの間に、市HPに掲載されている様式8「データCD貸与申請書」をご提出ください。 |
| 21 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(1)エ | 南口のロータリーの線形は“維持”と記載されているが、方針を基本として提案と合わせて一部変更することは可能か？   | 右回りの動線を確保した上での一部変更は可能です。基本設計時に警察協議を新たに整えることが前提となります。                                                                                                                                                      |
| 22 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(1)エ | 新設施設の構造種類については指定はあるか。（木造、RC造、S造）                         | 指定はありませんが、設計範囲は防火地域に指定されていますので、条件・規模に応じて耐火建築物、もしくは準耐火建築物にする必要があります。                                                                                                                                       |

|    |                           |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                            |
|----|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 23 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)ア    | 境界確定を行う必要のある範囲を具体的に図示いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                           | 土地境界図（データCD）を貸与します。また、旧国立駅舎東西広場の用地交換において交換箇所の官民境界は確定しています。<br>※データCD貸与については、質問No.20の回答をご参照ください。                            |
| 24 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)ア    | 【別紙3】特記仕様書のP6の（2）設計業務内容 ア 補足測量及び登記資料収集について、境界測量の範囲をご教授ください。                                                                                                                                                                                                 | これまでの成果品及び土地境界図（データCD）を貸与しますので、これをもとにご判断願います。<br>※データCD貸与については、質問No.20の回答をご参照ください。                                         |
| 25 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)ア    | ・ア補足測量のうち地形測量等に関して、積算のために現在実施済みの測量成果は貸与（既往測量図の調査年月日と測量範囲、測量レベル（スケール）が確認できれば結構です。）いただけますでしょうか。また、想定されている測量調査項目（平板測量の追加〇〇㎡、水路調査 など）があれば、ご教示いただけますでしょうか。<br>・また、補足測量として路線測量が含まれていませんが、路線測量は調査実施済みという認識でよろしかったでしょうか。調査結果がある場合は、調査年月日と測量範囲などの既往成果を貸与いただけますでしょうか。 | これまでの成果品（データCD）を貸与しますので、その内容を確認してご判断願います。<br>※データCD貸与については、質問No.20の回答をご参照ください。                                             |
| 26 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)ア    | ・ア補足測量のうち用地測量および登記資料収集に関して、対象とする用地境界は駅前広場区域内の官民境界が対象となると認識しておりますが、よろしかったでしょうか？加えて、立会の対象となる地権者数（筆数）をご教示いただけますでしょうか。<br>・なお、登記資料の収集に際しては、登記情報そのものは公用申請にて貴市にて取得いただき、その情報を受託者にて整理するという考えで問題ないでしょうか。                                                             | ご記載のとおり、駅前広場区域内外の官民境界が対象です。立会対象は19筆を想定しています。<br>登記資料の収集は、ご記載のとおり公用申請にて行います。                                                |
| 27 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)ア    | 【別紙3】特記仕様書のP6の（2）設計業務内容 ア 補足測量及び登記資料収集について、「設計に先立ち土地境界（道路区域）を復元し、現地立会を行って境界を確定する。」は、用地測量を行うということでしょうか。また、測量調査の内容や範囲によっては、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。                                                                                                                | 道路区域予定線やこれまでの土地境界図をもとに、境界を復元し、南口駅前広場周辺の地権者（19筆を想定）と境界確定立会をできるための資料作成を想定しています。測量内容を変更対象とするかどうかは、当初想定し得ない内容について協議の上変更対象とします。 |
| 28 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)イ(ア) | 基本設計に交番の位置検討があるが交番の規模はどのようなものか。                                                                                                                                                                                                                             | 交番の具体的な規模については、位置も含め今後の警視庁との協議事項となります。                                                                                     |

|    |                           |                                                                                                                             |                                                                                                                                                               |
|----|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 29 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)イ(イ) | 円形公園はイベント時(非日常)の時だけ立入可能になるのか。日常でも立入可能であるか。                                                                                  | イベント時（非日常）での立入を想定しています。                                                                                                                                       |
| 30 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)イ(オ) | VR要件の中で、「位置や大きさを自由に操作可能」は、発注者側での操作も想定されていますでしょうか。また、フリーライセンスでの利用を指定されておられますが、購入型のライセンス納品は対象外でしょうか。                          | 基本的にVRコンテンツは発注者側での操作を想定しています。<br>関係者が多岐に亘ることだけでなく、庁舎内での長期的な活用も視野に入れており、購入型ライセンス納品は対象外とします。                                                                    |
| 31 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)イ(ク) | 駐輪台数はどのくらいを想定されていますでしょうか。原付・自動二輪も含まれますでしょうか。                                                                                | 将来計画のための検討を目的にするので、現時点の想定台数はありません。これまでの成果品（データCD）で駐輪需要を検討しているものもありますので、それを参考にどのようなことができるか検討願います。<br>※データCD貸与については、質問No.20の回答をご参照ください。                         |
| 32 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)ウ    | 道路路線網図を確認すると、対象範囲内で一部『都道との重複路線』が設定されていますが、本業務においては基本的に国立市との協議が主と考えてよろしいでしょうか。                                               | ご記載のとおりです。ただし、警察協議の段階など、適時東京都（北多摩北部建設事務所）と協議することもあります。                                                                                                        |
| 33 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)オ    | 【別紙3】特記仕様書のP8のオ 市民や有識者から聴取した意見の反映に、「市が指定する有識者4名」とありますが、実施要領のP5の9. 契約候補者決定方法 に記載されている、「審査にあたり意見を聞く有識者4名」と同一の方との認識でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                    |
| 34 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)オ    | ワークショップに係る経費（広報費・会場費）は、本業務の契約金額に含まれないということでしょうか。                                                                            | ワークショップ開催における広報については、市ホームページ、市報での広報を想定しておりますので費用は発生しないものと考えます。<br>会場につきましても、市役所等、公共施設での開催を予定しておりますので費用は発生しないものと考えています。ただし、ワークショップ実施に向けてのチラシ等の作成は契約金額に含まれています。 |
| 35 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)カ    | 関係者協議資料の作成は、協議資料作成のみで協議への出席は原則含まないと考えてよろしいでしょうか。                                                                            | 協議への出席や、協議の際に設計者としての設計思想の伝達や情報共有は必要と考えています。                                                                                                                   |
| 36 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)キ    | 見積提出のため、社会実験の本業務内での想定期間及び想定金額をご教示ください。                                                                                      | 社会実験の実施内容によって、期間及び金額が決まるかと思います。本件については、プロポーザルの提案内容とさせていただきます。                                                                                                 |
| 37 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)キ(ウ) | 駅前広場での利活用・協働が想定される地域の活動団体、またはステークホルダーについて教えてください。                                                                           | 市民や市内の商店会の他、商工会、国立市観光まちづくり協会、学校、鉄道事業者等との連携が必要と考えます。                                                                                                           |

|    |                        |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                        |
|----|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 38 | 別紙3<br>特記仕様書<br>8.(2)ケ | チラシやポスター等の印刷・配布費用については業務外でよろしいでしょうか。                                                                                                      | A4 チラシ以外の印刷については、契約金額に含めています。<br>配布費用については業務外となります。                                                                                                                    |
| 39 | 別紙3<br>特記仕様書<br>9      | 【別紙3】特記仕様書のP10の9. 成果の提出に「VRシステム及び動作に要するソフトウェア」とありますが、具体的にはどのようなものを想定されていますか。                                                              | 庁内および関係者間で共有できるVRコンテンツを指します。<br>VR空間内での自由移動や比較検討など構築するすべての機能が使用できるコンテンツを想定しています。<br>このコンテンツは庁内セキュリティおよび関係者間でのデータ共有を鑑み、インストール不要でインターネットなどに接続の必要ない、スタンドアローン型のものを想定しています。 |
| 40 | 様式4-1<br>業務実施体制        | 予定技術者は、別紙3「6.技術者」の(1)～(3)の技術者の他、記入例にあるイベント、VR、補足測定の技術者も必須でしょうか。<br>そうではなく、上記(1)～(3)の技術者のみ必須で、その他は任意とし、他にも適宜追加可能と考えて良いのでしょうか。              | (1)～(3)の技術者のみ必須です。その他(イベント、VR、補足測量)の技術者は任意とし、適宜追加して構いません。                                                                                                              |
| 41 | 様式4-1<br>業務実施体制        | 記載する予定技術者は、全員が応募する事業者(単独、又はグループ)に所属していなくても良いのでしょうか。<br>例えば、別紙3「6.技術者」の(1)～(3)(またはそのうちの一部)の技術者は所属が必須で、その他の技術者は協力事務所として外注しても良い等、規定をお示しください。 | (1)～(3)の技術者は応募事業者に所属している必要があります。<br>その他の技術者は協力事務所として外注しても構いません。                                                                                                        |
| 42 | 様式4-1<br>業務実施体制        | 質問⑥で、協力事務所として応募事業者に所属しなくてもよい技術者が認められる場合、いずれも協力事務所としてであれば、他の応募者の技術者と重複しても良いのでしょうか。<br>(例：A社とB社のいずれも事業者には所属しないVR技術者が、重複する。)                 | お互いに協力事業者としてであれば重複しても構いません。詳細は別紙「応募者の重複禁止の例」をご参照ください。                                                                                                                  |
| 43 | 様式4-1<br>業務実施体制        | 同じ項目に、複数の担当者を記入しても良いのでしょうか。<br>(例：建築設計技術者として2名を記入)                                                                                        | 問題ありません。                                                                                                                                                               |
| 44 | その他                    | 「国立駅周辺整備事業の現在(2022年10月改訂版)」のP6にて、南口駅前広場(交通広場)整備事業の概要が示されています。<br>本プロポーザルの提案にあたって、道路線形(歩車道境界)や各バースの配置の変更は可能でしょうか。                          | 変更可能です。なお、ご質問いただいた図が平成28年警察協議の図面です。歩車道境界や各バースの配置変更は、再度警察協議を行う前提で可能です。                                                                                                  |
| 45 | その他                    | CADデータについて<br>提案範囲周辺の平面図データを提供して頂くことは可能でしょうか。                                                                                             | これまでの成果品(データCD)を貸与します。ただし、旧国立駅舎東西広場やロータリーの白線が変更されていますので、ご注意ください。<br>※データCD貸与については、質問No.20の回答をご参照ください。                                                                  |

|    |     |                                                                                                                            |                                                                                                                               |
|----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 46 | その他 | 提案内容検討にあたり、対象区域の現況平面図のCADデータ提供は可能でしょうか。                                                                                    | これまでの成果品（データCD）を貸与します。ただし、旧国立駅舎東西広場やロータリーの白線が変更されていますので、ご注意ください。<br>※データCD貸与については、質問No.20の回答をご参照ください。                         |
| 47 | その他 | JR国立駅について<br>立面図・平面図等を提供して頂くことは可能でしょうか。                                                                                    | 現在、JR東日本と調整しております。調整の結果提供できない場合がございます。                                                                                        |
| 48 | その他 | 旧国立駅舎について<br>立面図・平面図等を提供して頂くことは可能でしょうか。                                                                                    | これまでの成果品（データCD）を貸与します。<br>※データCD貸与については、質問No.20の回答をご参照ください。                                                                   |
| 49 | その他 | ・本プロポーザルの実施に際して、過年度検討業務の報告書の貸与または閲覧は可能でしょうか。<br>・また、検討のベースとなる地形データの貸与は可能でしょうか。<br>・また、旧国立駅舎および現JR 駅舎についての図面等資料の提供は可能でしょうか。 | これまでの成果品（データCD）を貸与します。<br>現JR駅舎については上記質問No.47の回答のとおりです。<br>旧国立駅舎については上記質問No.48の回答のとおりです。<br>※データCD貸与については、質問No.20の回答をご参照ください。 |
| 50 | その他 | 国立駅南口駅前デザインアイデアコンペの作品については、優秀作品としてHPで公開されている以外のデータも開示いただけますでしょうか。                                                          | これまでの成果品（データCD）を貸与します。<br>※データCD貸与については、質問No.20の回答をご参照ください。                                                                   |
| 51 | その他 | アイデアコンペについて<br>アイデアコンペ受賞作品集に掲載されている画像の解像度が低いため、読み取りが難しい箇所があります。高解像度の情報を提供して頂くことは可能でしょうか。                                   | これまでの成果品（データCD）を貸与します。<br>※データCD貸与については、質問No.20の回答をご参照ください。                                                                   |